

< 小川委員提出資料 >

## 他県の入札監視委員会条例設置の状況

### **岩手県**

#### 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 1) 県営建設工事の入札契約に関する制度の運用状況及び改善に関すること。
- 2) 県営建設工事の入札及び契約に係る苦情に関すること。
- 3) 県営建設工事の入札及び契約に係る談合等不正行為に関すること。

2 委員会は、県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について、必要があると認めるきは、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前項の規定に基づき委員会から意見が述べられたときは、その意見を尊重して必要な措置を講ずるものとする。

#### 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員事務処理要綱

第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次によるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 談合等不正行為に関する県の調査結果について、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。

### **宮城県**

#### 公共工事等入札・契約適正化委員会条例

第6条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 談合等調査部会 公共工事の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。
- (2) 苦情調査部会 公共工事及び特定調達の入札及び契約に係る苦情に関すること。

### **広島県**

#### 広島県公共工事入札監視委員会設置条例

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、公共工事等に係る次の事項を調査審議するものとする。

- 一 入札及び契約手続きの運用状況に関すること。
- 二 入札及び契約手続きの改善状況に関すること。

2 委員会は、前項の事項に関し、知事に意見を述べることができる。

談合について明記されたものはない。

## 三重県

### 三重県入札等監視委員会条例

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
- 二 入札及び契約の過程の苦情に関する事項
- 三 入札及び契約の方法の改善に関する事項

談合について明記されたものはない。

平成19年2月9日現在  
調査 :小川静子